

名誉会員の推薦に関する内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第1条に規定する名誉会員の推薦について定めるものである。

(在会期間)

第2条 在会期間は20年以上とする。

(代議員歴)

第3条 代議員歴（旧評議員歴を含む）は原則として10年以上とする。

(推 薦)

第4条 第2条及び第3条に加え、理事長、学術集会会長、理事経験者、もしくは、本医学会の事業に特段の功績のあった者、または、本邦のリハビリテーション医学・医療の発展に大なる貢献をなした者から推薦する。

(承 認)

第5条 理事長が理事会の議を経て社員総会に推薦し、社員総会で承認する。

(議決権)

第6条 名誉会員は、代議員の任を解かれるが、社員総会に出席し意見を述べることができる。但し、議決権はない。

(会 費)

第7条 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

附 則

本内規は、平成3年5月11日より施行する。

附 則

本内規は、平成26年11月29日より施行する。

附則

本内規は、令和元年5月18日より施行する。